

第3次郡上市総合計画後期基本計画策定方針

令和7年4月

1. 現状と課題

第2次郡上市総合計画の期間中には、地震や豪雨・豪雪など全国的な大規模自然災害の発生や、新型コロナウイルス感染症拡大による健康被害と経済への影響、アフターコロナに対応するための生活様式の変化、原油価格を始めとする世界的な物価高騰など、社会情勢は大きく変化しました。郡上市においても、政府の方針を踏まえながら、市民生活や地域経済を守るために各分野の政策を第2次郡上市総合計画に掲げる目標に基づいて推進してきましたが、現行計画については以下のような現状と課題があげられます。

(1) 計画の構成と内容

現行の総合計画は、一般的な総合計画と同様、課題整理、基本構想（基本理念、将来像、基本目標、目標人口等）、基本計画（重点プロジェクト、分野別基本計画）としており、全208ページに至るボリュームとなっています。当時は、計画策定は当然ながら、策定過程における職員の政策形成能力の向上及び策定後の評価への対応（指標等の作成）も目的のひとつであったことから、策定業務に膨大な時間と手間をかけてきましたが、計画の構成や分量の見直しが課題となっています。また、分野別の基本計画には具体的な取り組み（事業）まで記載しているため、他の分野と同等の内容が記載されていない場合や事業内容が変更となった場合に、内容の不十分さや計画変更の必要性について指摘されることもあります。次期計画策定にあたっては、社会情勢や政策転換にも柔軟に対応できるという要素も求められています。

(2) 他計画との関係性

市の各所管課が策定する他の個別計画については、総合計画の方針に基づいて策定しますが、記載内容や指標が重複しているものや、反対に計画期間が異なることなどから整合性が図れていないものもあります。特に、現行の「第2次郡上市総合計画」と「第2期郡上市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の関係性については、総合計画にある「重点プロジェクト」を、総合戦略の基本目標として位置付けつつも、個々の計画として策定しており、また、「第3次郡上市行政改革大綱」についても、総合計画の方針に基づいた行政改革の推進を目的として策定しています。これにより、相互に同じ目標や方針を掲げながらも、策定や進捗管理及び効果検証等において共通する作業も多く、業務量の増加につながっています。こういった、総合計画と他の計画との関係性や位置づけの明確化も課題となっています。

(3) 市民との共有

総合計画は市の最上位の行政計画であり、各部課が策定する個別計画に掲げる施策等の根拠となるほか、市職員が施策や事業を展開したり、市民の方々に対して施策の方向性等を説明したりする際にその役割を果たしていますが、計画書のボリュームが大きく、各分野の目標や取り組みまでその内容は非常に詳細であるため、市民の方々にとって手に取りやすい計画書とは言い難いのが現状です。また、計画策定にあたっては、市民アンケート結果やみらい会議での市民意見を参考としていますが、アンケート結果は、人口構造のバランスから若い世代の声の反映は比

較的少なく、みらい会議は、若い世代の参加もあるものの、参加者が固定されているといった課題もあるため、より多くの市民の方の意見を聴き、計画へ反映させる工夫が必要です。

2. 次期計画の策定方針と変更点

現行計画の構成を継承しつつも上記の現状と課題を踏まえ、次期計画では以下の方針に重点を置き計画策定に取り組みます。

方針1 「20年後のありたい未来」を叶えるための計画書

目まぐるしく変化する社会情勢や、人口推計等のデータに基づく将来の展望を踏まえて、今の子どもたちが大人になった20年後の郡上市の「ありたい姿」「あるべき姿」（長期的な目標）をイメージし、それを叶えるために、まずはこの先の10年間にできる取り組み（中期的な目標）について考え、まちづくりの目標を示すための計画書とします。

方針2 行政と市民が共に作る計画書

市の現状と将来について、様々な年代・分野の方々が参画できる場を設けて市民の方々の声を広く聴き、行政ができることと、市民の方々ができることを共に考えます。また、特に若い世代の方々の意見を広く取り入れた計画書とします。

方針3 大人から子どもまで誰にでも手に取ってもらえる計画書

どの年代の方々にも、ふれて、知って、考えてもらえるように、本編を50ページ、概要版を4ページ程度とし、全体のボリュームをスリムにします。また、手に取った人が読み進めたいくなるように、明快でわかりやすい言葉と、レイアウトやイラストなどを多く用いて表現します。

3つの方針に基づき、以下の点の改訂に取り組みます。

改訂1 基本計画の中に示す「主な取り組み」の記載方法見直し

これまで通り、行政運営の基本的な指針として、市の将来像やまちづくりの長期展望を示すための市の最上位計画として位置づけ、「基本構想」（計画期間10年）と「基本計画」（計画期間前後期各5年）を策定しますが、施策ごとの具体的な取り組みの内容は、政府の方針や市の行財政事情により随時見直していく必要があるため、「基本計画」における記載方法を見直します。なお、取り組むべき事業は、各分野の事業を基本計画の方針や施策に紐づけながら毎年度の予算で明確にしていくこととし、これまで行政改革推進審議会が担ってきた効果検証の在り方や行政改革の新たな推進体制についても見直しと検討を進めていきます。

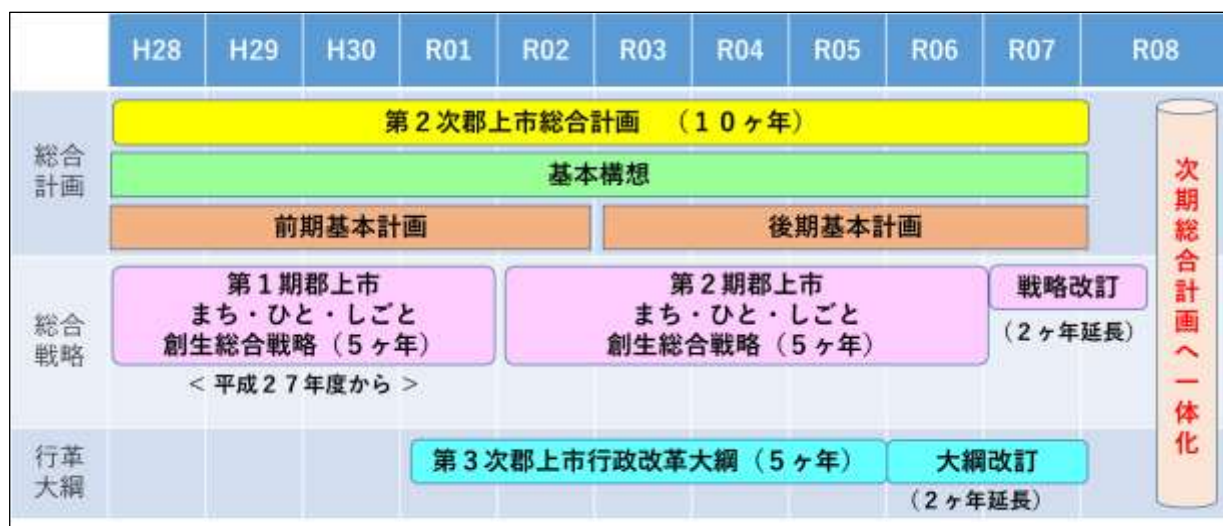
改訂2 総合戦略・行政改革大綱との一体化

総合計画に総合戦略と行政改革大綱を包含させて、計画を一体的に策定し、計画期間を同一の期間とすることで、事務作業の効率化や統一的な効果検証の実現を目指します。

なお、現行の「第2期郡上市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、総合計画との一体化を見

据えて、令和6年度に計画期間を2年延長する改訂を行っており、その際に、国が示す新しい成長戦略である「デジタル田園都市国家構想」の下で、地域の個性を生かしつつ、デジタルの力を活用して地方創生を加速・深化させるための見直しを図ったため、基本的には次期総合計画にもその内容を継承して盛り込み、各分野の基本戦略として示されている施策と KPI（重要業績評価指標）を明記することとします。

◆参考 現在の各計画の策定期間



改訂3 基本構想にある「まちづくりの基本目標」の見直し

分野別の大きな柱となっている「まちづくりの基本目標」を、7分野から5分野へ再編します。なお、市内7地域の目標を示してきた「地域振興」については、市全体の方針として「自治・まちづくり」と一体的に策定し、地域ごとの具体的な方針や施策については、各地域振興事務所が策定する「地域振興計画」の中で定めていくこととします。

【現行計画】

1. 『産業・雇用』
2. 『環境・防災・社会基盤』
3. 『健康・福祉』
4. 『教育・文化・人づくり』
5. 『自治・まちづくり』
6. 『地域振興』
7. 『行財政運営』



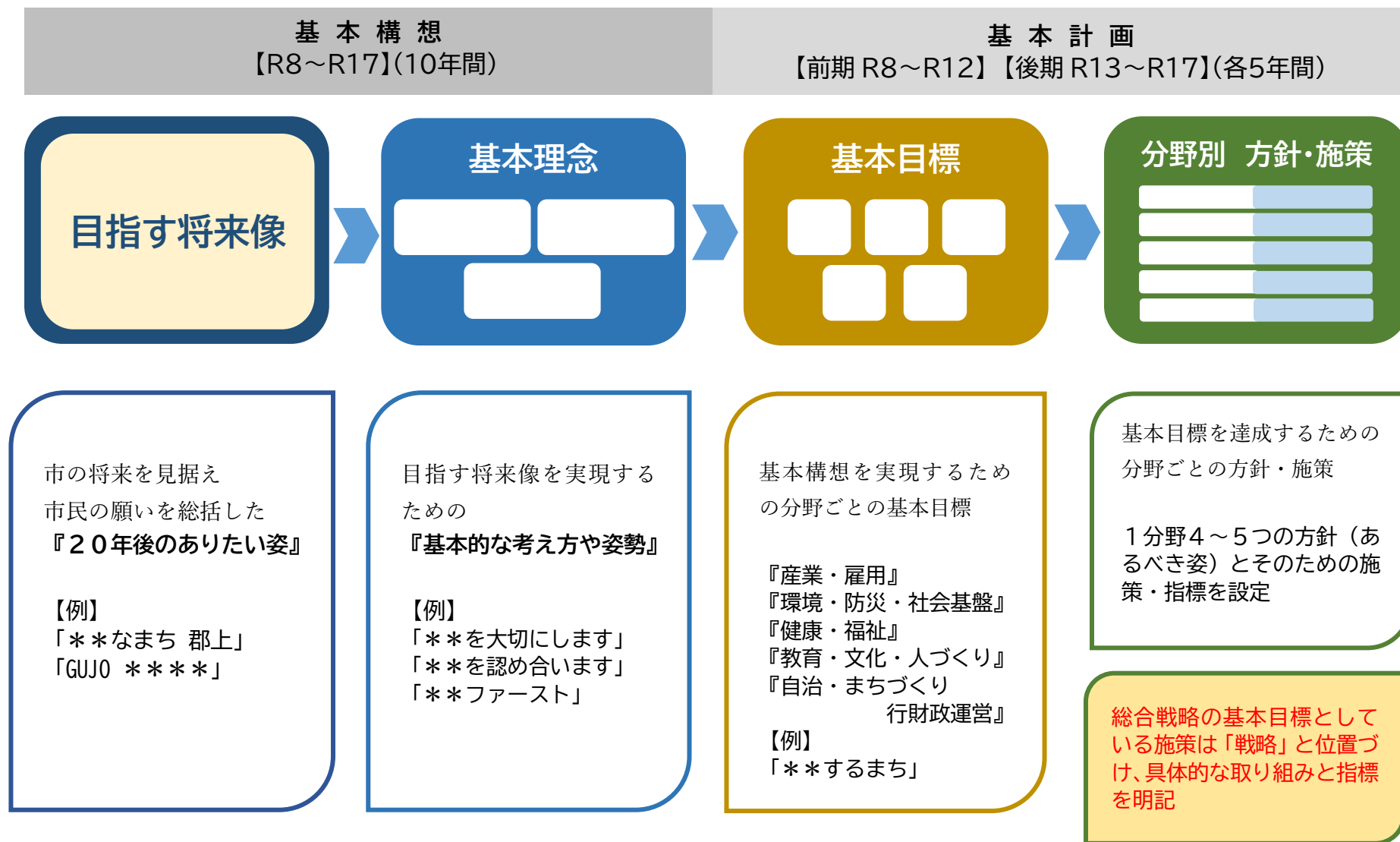
【次期計画】

1. 『産業・雇用』
2. 『環境・防災・社会基盤』
3. 『健康・福祉』
4. 『教育・文化・人づくり』
5. 『自治・まちづくり・行財政運営』

改訂4 若者の参加型会議やアンケート実施と計画書本編への市民意見の反映

広く若い世代にも参加を募り令和6年度に開催したみらい会議、若者会議や、従来の市民アンケートに加え小中学生アンケートを実施します。市民の方々からの様々な意見・提案を集約し、特に、市の現状に対する思いやありたい将来像に関するものは、具体的に計画中にも盛り込み、市と市民が協働で作る共感できる計画書の実現を目指します。

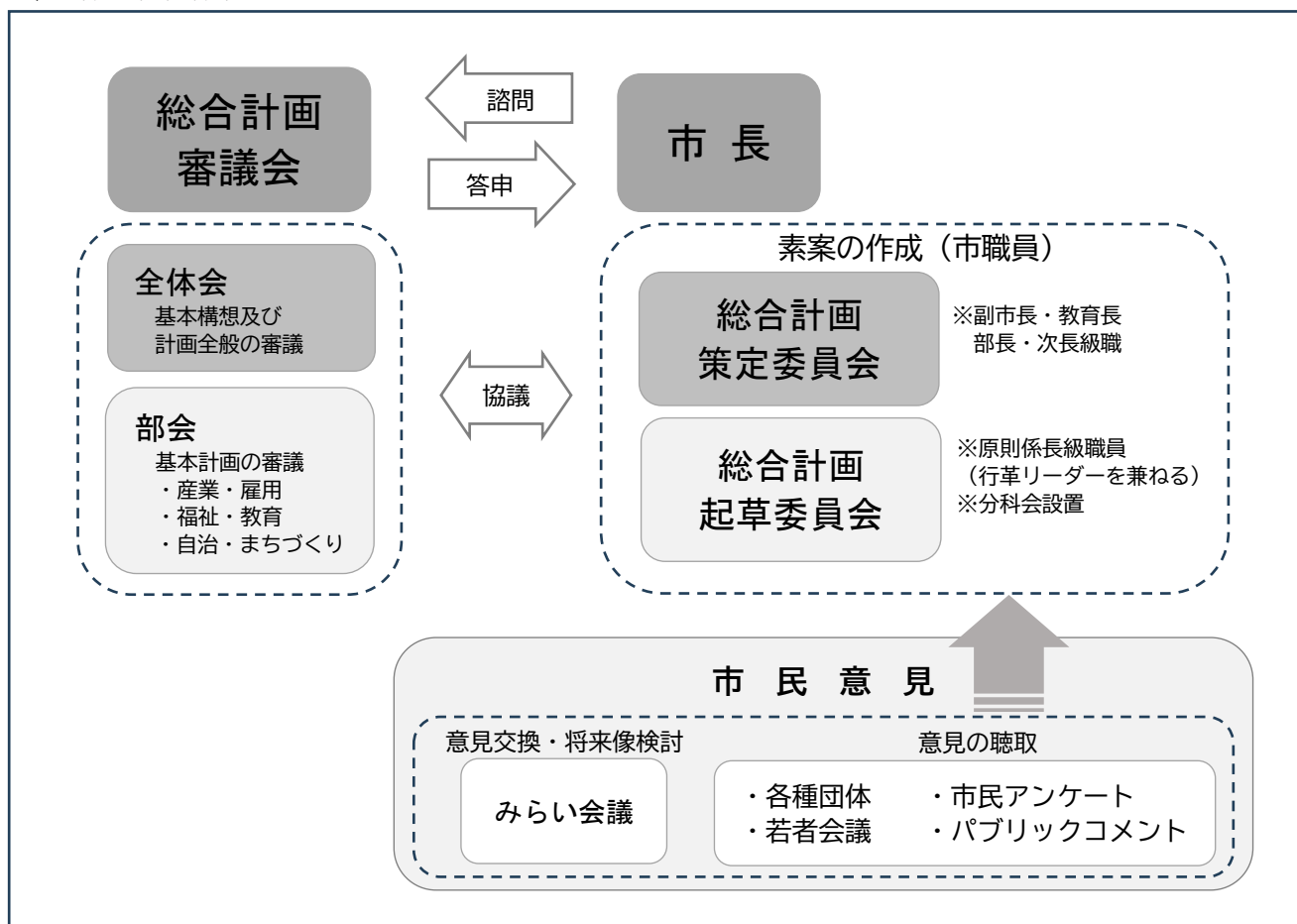
◆次期計画の体系イメージ



3. 組織体制

計画の策定にあたっては、素案を策定するための策定委員会と実務を担う職員総合計画起草委員会（以下「職員起草委員会」という。）を設置し、また、市民を対象として素案策定に向けての意見交換及び将来像の検討を行う郡上みらい会議を令和 6 年度に設置しています。これらの協議を経て策定された素案について、総合計画審議会に諮問して協議を重ね、最終的に答申を受けたものを市議会に説明するとともに、パブリックコメントを行い、必要な修正を加えた上で成案としていきます。

◆全体の組織体制



(1) 総合計画策定委員会

策定委員会は「郡上市総合計画策定委員会設置要綱」により設置し、下記の条例区分により構成されます。令和 7 年度は 4 回の開催を予定しています。

条例第 3 条区分	役職	人数
1 号委員	副市長及び教育長	2 人
2 号委員	市長部局の部長	15 人
3 号委員	教育次長	1 人
4 号委員	振興事務所長	7 人
5 号委員	市長が必要と認める者	—

(2) 職員総合計画起草委員会

職員起草委員会は「郡上市総合計画策定職員プロジェクトチーム設置要綱」により設置し、分野別に各所管課から選任した職員によって構成されます。（３４人）

令和７年度は５回の全体会と、３回程度の分科会を予定しています。

分科会	所属部署	
①産業・雇用 ６人	市長公室	情報課
	農林水産部	農務水産課、林務課、畜産課
	商工観光部	商工課、観光課
②環境・防災・社会基盤 ９人	総務部	総務課
	環境水道部	水道総務課、水道工務課、環境課
	建設部	建設総務課、建設工務課、建設用地課、都市住宅課
	消防本部	消防総務課
③健康・福祉 ５人	健康福祉部	社会福祉課、高齢福祉課、児童家庭課、健康課、保険年金課
④教育・文化・人づくり ５人	総務部	市民課
	教育委員会	教育総務課、学校教育課、社会教育課、スポーツ推進課
⑤自治・まちづくり・ 行財政 ９人	議会事務局	議会総務課
	市長公室	秘書広報課、企画課、政策推進課、人事課
	総務部	財政課、契約管財課、税務課
	会計管理者	会計課

(3) 総合計画審議会

審議会は「郡上市総合計画審議会設置条例」により設置し、下記の条例区分により構成されます（定員２５人）。令和７年度は４回の審議会と３回の各部会の開催を予定しています。

条例第３条区分	大分類	人数
市議会の議員	議会	１人
学識経験を有する者	行政改革推進審議会委員	３人
	団体推薦 ※	１４人
市長が必要と認める者	若者代表	５人
	市民公募	２人

※団体推薦は、行政改革推進審議会委員の専門外とする分野から選出

産業・基盤部会 ９人、福祉・教育部会 ８人、自治・地域振興部会 ８人

女性・若者の登用率５０％（１２～１３人）

(4) 市民の参画

市民の意見交換や意識調査のため、以下の会議やアンケートを実施します。

- みらい会議（令和６年度全４回開催）
- 若者会議（令和６年度２回開催、令和７年度は随時開催）
- 小中学生アンケート（令和７年度４月実施）
- まちづくりアンケート（令和７年度７月実施）